

広島県告示第六百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和元年九月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成十八年広島県告示第四十三号		
所在地	広島県広島市安佐南区高取南一丁目地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域
高取南一丁目三〇（五五五〇）地区	急傾斜地の崩壊	高取南一丁目三〇（五五五〇）地区	急傾斜地の崩壊
	土砂災害警戒区域の発生原因と自然現象の種類	土砂災害警戒区域の発生原因と自然現象の種類	土砂災害警戒区域の発生原因と自然現象の種類